

令和3年11月30日招集

陸前高田市議会定例会提出議案等

陸 前 高 田 市

陸 前 高 田 市 議 会 定 例 会 提 出 議 案 等

番 号	件 名
報 告 第 1 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
議 案 第 1 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議 案 第 2 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議 案 第 3 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議 案 第 4 号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について
議 案 第 5 号	いわて消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について
議 案 第 6 号	財産の取得について
議 案 第 7 号	陸前高田市チャレンジショップの指定管理者の指定について
議 案 第 8 号	陸前高田市玉山休養施設の指定管理者の指定について
議 案 第 9 号	陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議 案 第 10 号	陸前高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例
議 案 第 11 号	令和 3 年度陸前高田市一般会計補正予算（第 6 号）
議 案 第 12 号	令和 3 年度陸前高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議 案 第 13 号	令和 3 年度陸前高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

番 号	件 名
議 案 第 14 号	令和 3 年度陸前高田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議 案 第 15 号	令和 3 年度陸前高田市水道事業会計補正予算（第 2 号）

報告第 1 号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について

市公用車と民間車両の接触事故に起因する損害賠償事件に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

陸前高田市専決第 1 2 号

専 決 処 分 書

市公用車と民間車両の接触事故に起因する損害賠償事件に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償の相手方

省略

2 和解の相手方

省略

3 損害賠償の額

8 0, 3 0 0 円

4 和解の内容

損害賠償の額について、事故の責任割合に応じ次のとおりとする。

(1) 市の負担額

1 2, 0 4 5 円

(2) 和解の相手方の負担額

6 8, 2 5 5 円

令和 3 年 1 1 月 1 2 日

陸前高田市長 戸 羽 太

議案第 1 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を陸前高田市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 鈴 木 康 文

生年月日

令和 3 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員の 1 人の任期満了に伴い、その後任を選任しようとして提案するものである。

参考資料

経 歴 書

住 所

氏 名 鈴 木 康 文

生年月日

学 歴

経 歴

議案第 2 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を陸前高田市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 菅 野 幸 枝

生年月日

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員の 1 人の任期満了に伴い、その後任を選任しようとして提案するものである。

参考資料

経 歴 書

住 所

氏 名 菅 野 幸 枝

生年月日

学 歴

経 歴

議案第 3 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を陸前高田市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 佐 藤 雄 幸

生年月日

令和 3 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員の 1 人の任期満了に伴い、その後任を選任しようとして提案するものである。

参考資料

経 歴 書

住 所

氏 名 佐 藤 雄 幸

生年月日

学 歴

経 歴

議案第 4 号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

令和 4 年 3 月 31 日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合規約の変更をすることについて協議をしようとして提案するものである。

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

変 更 前		変 更 後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
盛岡地区広域消防組合	陸前高田市及び大船渡市	盛岡地区広域消防組合	
釜石大槌地区行政事務組合	宮林組合	釜石大槌地区行政事務組合	
岩手沿岸南部広域環境組合	二戸地区広域行政事務組合	岩手沿岸南部広域環境組合	二戸地区広域行政事務組合
宮古地区広域行政組合	岩手・玉山環境組合	宮古地区広域行政組合	岩手・玉山環境組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	矢櫃山造林一部事務組合	岩手県沿岸知的障害児施設組合	矢櫃山造林一部事務組合
一関地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合	一関地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合
大船渡地区消防組合	盛岡地区衛生処理組合	大船渡地区消防組合	盛岡地区衛生処理組合
	滝沢・雫石環境組合	大船渡地区消防組合	滝沢・雫石環境組合
	盛岡・紫波地区環境施設組合		盛岡・紫波地区環境施設組合
大船渡地区環境衛生組合	岩手県自治会館管理組合	大船渡地区環境衛生組合	岩手県自治会館管理組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県市町村総合事務組合	奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区広域行政組合	合	北上地区広域行政組合	合
北上地区消防組合	気仙広域連合	北上地区消防組合	気仙広域連合
岩手中部広域行政組合	久慈広域連合	岩手中部広域行政組合	久慈広域連合
岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合	岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。）に係る退職手当の支給に関する事務	組合市町村（盛岡市を除く。）及び一部事務組合等（ <u>陸前高田市及び大船渡市宮林組合、矢櫃山造林一部事務組合、盛岡地区衛生処理組合、滝沢・雫石環境組合及び岩手県後期高齢者医療広域連合を除く。</u> ）	1 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。）に係る退職手当の支給に関する事務	組合市町村（盛岡市を除く。）及び一部事務組合等（ <u>矢櫃山造林一部事務組合</u> <u>一、盛岡地区衛生処理組合、滝沢・雫石環境組合及び岩手県後期高齢者医療広域連合を除く。</u> ）
～（略）～		～（略）～	
備考 変更部分は、下線の部分である。			

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 5 号

いわて消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について

いわて消防通信指令事務協議会を設置することに関し、花巻市及び遠野市並びに盛岡地区広域消防組合、宮古地区広域行政組合、釜石大槌地区行政事務組合、奥州金ケ崎行政事務組合、北上地区消防組合及び二戸地区広域行政事務組合並びに久慈広域連合と協議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、規約を定め、いわて消防通信指令事務協議会を設置することに関し、関係団体と協議しようとして提案するものである。

いわて消防通信指令事務協議会規約

（協議会の目的）

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防事務の高度化及び消防力の強化を図るため、消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、いわて消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける市、一部事務組合及び広域連合）

第3条 協議会は、花巻市、遠野市及び陸前高田市並びに盛岡地区広域消防組合、宮古地区広域行政組合、釜石大槌地区行政事務組合、奥州金ヶ崎行政事務組合、北上地区消防組合及び二戸地区広域行政事務組合並びに久慈広域連合（以下「関係団体」という。）が、これを設ける。

（協議会の担任する事務）

第4条 協議会は、関係団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第5条 協議会の事務所は、盛岡市盛岡駅西通一丁目27番55号、盛岡地区広域消防組合消防本部内に置く。

（協議会の組織）

第6条 協議会は、会長及び委員9人をもってこれを組織する。

（会長）

第7条 会長は、盛岡地区広域消防組合消防本部消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、非常勤とする。

（委員）

第8条 委員は、関係団体の消防長のうち、会長以外の消防長の職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の配分については、関係団体の消防長が協議により、これを定める。

2 関係団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの消防職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第10条 会長は、協議会の会議（以下「会議」とする。）を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第11条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第12条 会議は、会長がこれを招集する。ただし、緊急を要する場合には、書類の回付によって会議に代えることができる。

2 委員から会議の招集の請求があるときは、会長は他の委員に諮り、3分の1以上の同意があった場合においては、これを招集しなければならない。

3 会長は、必要に応じ関係機関に出席を求めることができる。

4 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

4 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 やむを得ず委員が会議に出席できない場合、あらかじめ委員が指定する者を代理

として出席させることができる。この場合、代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。

（関係団体の長等の名においてする事務の管理及び執行）

第14条 協議会がその担任する事務を関係団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する盛岡地区広域消防組合の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を関係団体の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 前項の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ盛岡地区広域消防組合は、盛岡地区広域消防組合以外の関係団体に協議しなければならない。

3 第1項の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、盛岡地区広域消防組合の長は、その旨を盛岡地区広域消防組合の長以外の関係団体の長及び協議会の会長に通知しなければならない。

（経費の支弁の方法）

第15条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する費用は、関係団体が負担する。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 盛岡地区広域消防組合以外の関係団体は、前項の規定による負担金を盛岡地区広域消防組合に納付しなければならない。

（財産の取得、管理及び処分の方法）

第16条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係団体が協議して取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産を管理する場合においては、当該管理に関する盛岡地区広域消防組合の条例等を盛岡地区広域消防組合以外の関係団体の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（その他の財務に関する事項）

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定

める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第 18 条 協議会が解散した場合における事務の承継については、関係団体が協議して定める。

(協議会の規程)

第 19 条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

財産の取得について

財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 10 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」を推進し、環境面にも配慮しながら、高齢者や障がいのある人など、来訪者や市民の移動手段を確保するため。

2 取得する財産

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 名 称 | グリーンスローモビリティ車両 |
| (2) 財産の配備 | 陸前高田市役所 |
| (3) 種 別 | 備品 |
| (4) 数 量 | 2 台 |
| (5) 取得予定価格 | 31,154,180 円 |

3 取得の方法

買入れ

令和 3 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

グリーンスローモビリティ車両を買い入れようとして提案するものである。

議案第 7 号

陸前高田市チャレンジショップの指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
陸前高田市チャレンジショップ	陸前高田市高田町字荒町 38 番地 陸前高田商工会 会長 伊 東 孝	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

陸前高田市チャレンジショップの指定管理者を指定しようとして提案するものである。

陸前高田市チャレンジショップ指定管理の概要

1 施設の概要

(1) 施設名

陸前高田市チャレンジショップ

(2) 所在地

陸前高田市高田町字荒町 3 3 番地

(3) 施設規模等

ア 建築構造

木造平屋建

イ 延床面積

3 7 4 . 2 9 m²

ウ 施設内容

店舗（物販及び飲食）、事務室、トイレ、倉庫等

2 指定管理者候補者の概要

(1) 団体名

陸前高田商工会

(2) 代表者名

会長 伊 東 孝

(3) 所在地

陸前高田市高田町字荒町 3 8 番地

(4) 設立年月日

昭和 3 5 年 9 月 1 5 日

(5) 主な事業内容

商工業に関する相談対応及び指導並びに情報又は資料の収集、提供等

3 指定管理者の主な業務内容

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

ア 施設の使用許可等

イ 利用料金の設定、収納、減免等

ウ 建物、設備等の管理、清掃、修繕、点検等

(2) 施設の利用促進に関する業務

4 その他

本施設は、利用料金制及び指定管理料による管理とする。

議案第 8 号

陸前高田市玉山休養施設の指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
陸前高田市玉山休養施設	大船渡市猪川町字前田 9 番地 2 8 ロッツ株式会社 代表取締役 富 山 泰 庸	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

陸前高田市玉山休養施設の指定管理者を指定しようとして提案するものである。

陸前高田市玉山休養施設指定管理の概要

1 施設の概要

(1) 施設名

陸前高田市玉山休養施設

(2) 所在地

陸前高田市竹駒町字上壺 1 0 4 番地 8

(3) 施設規模等

ア 建築構造

木造平屋建

イ 延床面積

7 4 9 . 9 0 m²

ウ 施設内容

交流室、食事室、浴室、宿泊室 5 室等

2 指定管理者候補者の概要

(1) 団体名

ロツツ株式会社

(2) 代表者名

代表取締役 富 山 泰 庸

(3) 所在地

大船渡市猪川町字前田 9 番地 2 8

(4) 設立年月日

平成 2 3 年 8 月 4 日

(5) 主な事業内容

保険薬局、指定居宅サービス事業所及びフィットネスクラブの運営等

3 指定管理者の主な業務内容

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

ア 施設の利用許可等

イ 利用料金の設定、収納、減免等

ウ 建物、設備等の管理、清掃、修繕、点検等

4 その他

本施設は、利用料金制及び指定管理料による管理とする。

議案第 9 号

陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 19 号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

諸般の事情により、一般職の職員、特別職の職員、任期付職員及び会計年度任用職員の期末手当を改定しようとして提案するものである。

陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第20条 、、、(略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 、、、(略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 、、、(略)	(期末手当) 第20条 、、、(略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 、、、(略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 、、、(略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第2条 陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第20条 、、、(略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 、、、(略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 、、、(略)	(期末手当) 第20条 、、、(略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 、、、(略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～6 、、、(略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 陸前高田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(給与の額) 第3条 、、、(略) 2 前条第1項の通勤手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)第20条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。	(給与の額) 第3条 、、、(略) 2 前条第1項の通勤手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)第20条第2項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第4条 陸前高田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(給与の額) 第3条 、、、(略) 2 前条第1項の通勤手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)第20条第2項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。	(給与の額) 第3条 、、、(略) 2 前条第1項の通勤手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年条例第26号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(給与条例の適用除外等) 第8条 、、、(略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年条例第26号。以下「任期付職員条例」という。)」と、給与条例第10条の2中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職	(給与条例の適用除外等) 第8条 、、、(略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年条例第26号。以下「任期付職員条例」という。)」と、給与条例第10条の2中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職

員（医療業務に従事する職員で市長の定めるものに限る。）と、給与条例第18条の2第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	員（医療業務に従事する職員で市長の定めるものに限る。）と、給与条例第18条の2第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の115</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第6条 陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（給与条例の適用除外等） 第8条 、、、（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第26号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定めるものに限る。）と、給与条例第18条の2第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。	（給与条例の適用除外等） 第8条 、、、（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第26号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定めるものに限る。）と、給与条例第18条の2第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第7条 陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第41号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（会計年度任用職員の期末手当） 第15条 、、、（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（会計年度任用職員の期末手当） 第15条 、、、（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) \ \ \ (略)	(1)～(4) \ \ \ (略)
3 及び 4 \ \ \ (略)	3 及び 4 \ \ \ (略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

陸前高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

陸前高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域内における固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めようとして提案するものである。

陸前高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定
資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に定められた同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）の区域内における法第24条に規定する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の適用)

第2条 市町村計画に記載された産業振興促進区域において、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得等をしたものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度内に限り、その課税を免除する。

- (1) 製造業又は旅館業（下宿営業を除く。） 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万

円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業（法第23条に規定するものをいう。） 500万円

（課税免除の申請手続）

第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定める様式による申請書に課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（課税免除の決定及び通知）

第4条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合は、その申請内容について調査し、課税免除の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（課税免除の取消し）

第5条 市長は、前条の規定により固定資産税の課税免除の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為があつたとき。

(2) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市長は、固定資産税の課税免除を取り消した場合において、当該課税免除を取り消された者が免れた固定資産税について、課税すべき年度の税率によって賦課徴収することができる。

（他の条例との関係）

第6条 第2条の規定により課税免除の適用を受けた特別償却設備については、他の条例の規定による課税免除又は不均一課税の適用を受けることができない。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。